

令和3年第10回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和3年10月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和3年10月15日
4. 出席農業委員 17名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 ~~宍戸 洋一~~
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 ~~大橋 吉成~~
 - 14番 千葉 利市
 - 15番 長沢 壽幸
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 2名
6. 出席農地利用最適化推進委員 20名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美江
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - 29番 佐藤 善一
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - 33番 引地 秀樹
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - 36番 ~~小賀坂 伸夫~~
 - 37番 ~~秋葉 武~~
 - 38番 ~~大和田俊一郎~~
 - 39番 ~~三浦 秀勝~~
 - 40番 阿部 良夫
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 4名
8. この会の事務従事者 事務局長 齋藤喜行、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主任主事 齋藤朋像、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 現況確認証明願いについて
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
 - 議 長 只今から、令和3年第10回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(15時35分宣告)
只今の出席委員は、農業委員17名、推進委員20名で定足数に達しております。よって令和3年第10回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。
 - 議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員

会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、9番、阿部忠幸委員、10番、浦山公一委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ贈与による所有権の移転です。〇〇さんは、耕運機、噴霧器などの農業機械を所有しており、夫婦で年間450日農業に従事し、許可後の耕作面積は52aです。通作距離は、自宅から徒歩5分ほどであります。

2番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇さんへ贈与による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、運搬車、噴霧器などの農業機械を所有しており、家族で年間550日農業に従事し、許可後の耕作面積は、141aです。通作距離は、自宅から8分ほどであります。

3番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ交換による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、耕運機などの農業機械を所有しており、家族で年間920日農業に従事し、許可後の耕作面積は157aです。通作距離は、自宅から300mであります。

4番は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ 交換による所有権の移転であります。〇〇さんは、トラクター、軽トラックなど農業機械を所有しており、家族で年間500日農業に従事し、許可後の耕作面積は63aです。通作距離は、自宅から3分です。

以上、4件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、霊山、月舘、白根、山舟生の30a、それ以外地域は40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離、を満たしていることから、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、2番、柳沼正治調査員お願いいたします。

2番委員 議案第1号1番の案件についての現地調査の結果を報告いたします。

13日に〇〇〇〇さんとは電話で、〇〇〇〇さんとは、直接自宅を訪問し話をしました。〇〇〇〇さんはトラックの運転手で、月に1回か2回程度しか自宅に戻らないという事であり、お父さんが亡くなってからは、22年くらい〇〇〇〇さんに柿畑を手入れしてもらっていたそうです。申請地は、進入路もなく、よその家の畑を通って行かなければならない位置にありますが、〇〇さんの畑のすぐそばである事もあり、〇〇さんに耕作して欲しいと申し出たところ、話がまとまったようであります。〇〇さんは、一所懸命あんぽ柿を作っている方であります。何ら問題の無い案件だと見て参りました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、33番、引地秀樹調査員お願いいたします。

33番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

〇〇さんは、〇〇さんの親戚筋に当たるという事でした。現地を確認したところ、申請地の現状は、長く使われていない畑で、雑木が散見される状態でした。その後、〇〇さんに電話で確認をしました。隣の田に、雑木の枝がかかっている状態なので、まずそういった所から対応していき、ゆくゆくは整地して、畑として使っていきたいとの事でした。許可相当と見て参りましたので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第1号の3番と4番の案件について、6番、菅野照調査員お願いいたします。

6番委員 議案第1号の3番と4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

10月12日に、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんにお話を伺いました。また、13日に現地を確認して参りました。今回の申請は、所有権の交換です。交換する田んぼは、〇〇〇〇さんの自宅から近く、管理しやすいので、〇〇さんに交換の話を持ち掛けたところ、〇〇さんの方も、交換する田んぼが自分の畑に隣接している事もあり、便利になるという事なので承諾したようです。〇〇〇〇さんは91歳と高齢ですが、来年からお米を作付けするそうです。〇〇〇〇さんは、家業が忙しいため、耕作はできないが、保全管理をしていくとの事でしたので、問題無いと見て参りました。許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 4 件の案件について、質疑を許します。

議長 議長 質疑ございませんか。

議長 議長 「異議なし」の声。

議長 議長 それでは「異議なし」と認め、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 4 件の案件について採決いたします。

議長 議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 議長 （委員挙手全員）

議長 議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」の 4 件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 議長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、2 番の案件については、本日の審議終了後、許可権者である福島県に意見送付し、問題がなければ「許可決定」されることとなります。それでは、議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 2 号朗読説明）

事務局長 説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

農地係長 1 番については、住宅敷地への転用であります。所有権の移転、売買であります。本申請地は、都市計画法第 3 4 条 1 1 号口の地区計画を設定されている区域となっております。なお、本申請地の区域は敷地面積が 3 0 0 m²以上で、建蔽率が 3 0 %となる区域となっております。農地区分は、1 0 h a 以上農地が連たんしており、第 1 種農地となります。第 1 種であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。

農地係長 2 番については、農業用施設・畜舎敷地のための転用であります。所有権移転、売買であります。農地区分は、農業用施設用地となっておりますので、農用地となります。農業用施設用地（農用地）は、農業用施設のための転用は可能であるため、転用可能と判断しました。なお、申請地は桑折町と伊達市となりますので、知事案件となります。

農地係長 3 番については、露天資材置き場及び駐車場敷地への転用であります。使用貸借権の設定 1 0 年であります。追認案件となります。農地区分は、1 0 h a 以上農地が連たんしており、第 1 種農地となります。第 1 種であっても、集落接続事業は転用可能であるため、転用可能と判断しました。

農地係長 4 番については、公共事業施行による現場事務所および資材置き場敷地への

５番については、農家住宅敷地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、農地区分は、１０ｈａ以上農地が連たんしており、第１種農地となります。第１種であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。

7番については、農地改良のための一時転用であります。賃借権の設定6か月です。農地区分は 農用地区域のため農用地となります。農用地であっても、一時転用は可能であるため 転用可能と判断しました。

議長　この案件につきましては、地元委員さんが、現地確認調査を行っておりますので代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

3 4 番委員 議案第 2 号の 1 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、伊達総合支所に午前 9 時集合で、鈴木委員、佐々木委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。現地は、9 月の総会で承認されました案件の南側の場所です。何ら問題無いと判断して参りました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

7番委員 議案第2号の2番の案件について報告いたします。

昨日、午前9時に伊達総合支所に集合し、佐々木委員、八城委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。〇〇〇〇さんは、現在会社に勤めておりまして、当分農業はやれないため、この農地の処分について相談を受けていました。一方、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんからも、この農地を購入したいとの相談がありました。〇〇〇さんの息子さんも、今後一緒に牧場をやっていくようになるため、畜舎を増やしたいとの事でした。なお、転用は桑折町の併用地〇〇〇㎡と伊達市の申請地〇〇〇㎡に渡って行われますが、地図

議長　ありがとうございます。

18番委員 議案第2号の3番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、梁川総合支所に午前11時集合で、渡邊茂委員、菊池和彦委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。11日に〇〇〇〇さんには電話で、〇〇〇〇さんとは現地でお話を伺いました。2人は兄弟で、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇になります。今回、使用していた資材置き場が無断転用地である事が判明し、転用申請に至りました。元々、隣接地を資材置場として転用許可を得ておりましたが、今回の申請地に資材を一時仮置きしていたものが、固定化してしまったものであります。申請人はその時点で申請をすべきだったと、反省しておりました。現地調査の結果、周囲の土地への影響も無く、許可もやむを得ないと見て参りました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議案第2号の4番の案件について、1番、佐藤易廣調査員お願いいたします。

議長　ありがとうございます。

10番委員 議案第2号の5番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、伊達市役所に午前10時集合で、佐藤委員、柳沼委員、私と、事務局3名の計6名で現地を見て参りました。申請は、農家住宅敷地の転用です。現地は、保原町の中心地より北、〇〇〇〇〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から、市道を西に300メートルほど入った、集落地です。比較的、住宅が入り組んでいるところで、農家住宅に接した農地です。水路、排水溝もあり、周辺の農地に影響も無く、農家住宅には良い環境であると判断して参りました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

２２番委員 議案第２号の６番と７番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、霊山総合支所に午後１時３０分集合で、菅野照委員、渡邊

みき子委員、私と、事務局3名の計6名で現地を見て参りました。まず6番の案件ですが、今回の申請は農家住宅敷地への転用申請です。場所は霊山町上小国の〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇から一段上った〇〇〇さん宅に隣接した畑です。〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは同居する親子です。母屋を新築するにあたり、今の母屋を物置・作業小屋として使用しますので、隣接する畑を転用したいとの事でした。隣接する農地はほとんどが〇〇さんの畑であり、他への影響は無く、何ら問題無いと見て参りました。委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

7番の案件についてご説明いたします。本案件は農地改良のための一時転用です。この農地は田んぼです。周りは全て田んぼですので、取水排水のためのU字溝が整備されており、排水も問題無く、周りの農地への影響も無いと思われるので、許可相当と判断して参りました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7件の案件について、質疑を許します。

議長 議長 質疑ございませんか。

12番委員 議長、12番委員。

議長 議長 12番委員の発言を許します。

12番委員 5番の案件について質問いたします。先程、調査員の方から、説明を頂戴して、図面を見たんですけれども、もう少し詳しい説明をいただきたい。作業場等を含む転用だと思うんですけれども、譲り渡し人と譲受人の〇〇さんと〇〇さんの関係について確認したい。この建物自体は〇〇さんと〇〇さんが農業関係で使用すると思われるんですけれども、所有権移転の売買が行われる。もう少し詳しく、噛み砕いて説明をいただきたいと思います。

農地係長 12番委員のお質しに回答いたします。5番の案件につきましては、農家住宅敷地への転用という事に間違いございません。次に、〇〇さんと〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの関係につきましては、〇〇さんの娘さんが〇〇〇〇さんで、〇〇さんの夫が、〇さんです。3人共有で転用するという事になります。土地につきましては、〇〇〇〇さんが〇〇さんから買って、住宅については、〇〇ご夫妻が建てるという事になります。そこに、〇〇さんのご家族も同居する訳ですが、〇〇さんが農家であるため、農業用物置は〇〇さんが作るという事になります。よって、転用申請は3人で申請をするという事になります。新しい農家でありますから、農地を近隣に求め、農家住宅を建て、これからも農業を精進していきたいという事でもありますので、申請を受け付けました。よろしく願いしたいと思います。

議長 議長 12番委員よろしいですか。

7番委員 議案第3号の1番から3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。1番から3番は同じ敷地になっておりますので、一括して説明いたします。昨日、午前9時に伊達総合支所に集合し、佐々木委員、八城委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。現地は、〇〇〇〇から、伏黒の方に300メートルくらい行った所の道路沿いです。現在は、養豚していた当

議長　ありがとうございます。

3 4 番委員 議案第 3 号の 4 番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、伊達総合支所に午前 9 時集合で、鈴木委員、佐々木委員、私と、事務局 3 名の計 6 名で現地を確認して参りました。場所は、〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から、北へ 2 0 ～ 3 0 メートル行ったところになります。昭和 5 3 年頃より、宅地として利用し、現在に至っております。現在は花木が植栽され、庭の一部として利用されている状況でした。この案件も、3 人の委員全員で、承認もやむを得ないのかな、と見て参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第 3 号「現況確認証明願いについて」の 4 件の案件について質疑を許します。

議 場 「異議なし」の声。

議長 長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第３号「現況確認証明願いについて」の４件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

事務局長 （議案第4号朗読説明）

農地係長　議案第４号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。１番につきましては、令和２年１０月に一時転用許可を受けた事案であります。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇発注の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に伴う現場事務所及び工事車両駐車場、資材置き場敷地として利用されておりましたが、工事の工期延長に伴い、令和３年１２月３１日まで期間の延長を行うものです。

以上、事業計画変更もやむを得ないと判断し、申請書を受理しましたので、

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件について採決いたします。

議長 本案は原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」の1件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第5号朗読説明）

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。なお、他市町村からの耕作案件が9ページの5番となっております。ご審議よろしくお願いいたします。以上で議案の朗読説明を終了いたします。

議長 ただ今の説明に関連して、集積計画のうち他市町村からの耕作案件について、地元委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。9ページ令和3年10月26日公告分の5番の案件について、27番菊池和彦調査員、お願いいたします。

27番委員 ご報告申し上げます。10月13日、貸付人の〇〇さんとは電話で、借受人の〇〇さんとは現地でお話を伺いました。〇〇さんは今年の春に父親を亡くされましたが、現在は他所に住まわれており、母親だけでは桃畑を維持できないため、かねてからの知り合いの〇〇さんに手入れをお願いしたところ、近くに〇〇さんの耕作地があるという事、また人手もあるという事から、今年の春より相談して、このような申請に至ったという事です。場所は2年前の台風で被害を受けた、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側で、周囲もほとんど桃畑であり、大変素晴らしい環境でありました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第５号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。

議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る２９件、使用貸借権設定に係る５６件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、一括審議することといたします。

議長 これより審議に入ります。議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る２９件、使用貸借権設定に係る５６件について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第５号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る２９件、使用貸借権設定に係る５６件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第６号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第６号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第６号「あっせん申出について」の１件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、議案第６号「あっせん申出について」の１件の案件について、「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第６号「あっせん申出について」の１件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させ

ていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、月舘地区担当から 20 番、佐藤輝弥推進委員と、26 番、高橋敏明推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 3 年第 10 回伊達市農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。（16 時 35 分閉会）

